

第 8 期 事 業 報 告

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

SBI VCトレード株式会社

事業報告

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用と所得環境の持ち直しから緩やかな回復傾向が見られるとともに、日本銀行がマイナス金利政策を終了するなど金融政策の正常化が進みました。一方で、円安の進行や米国の政策動向、物価上昇の継続等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

暗号資産市場は、前半はビットコイン（BTC）の半減期やイーサリアム（ETH）の現物 ETF の承認といった好材料が市場心理を支えました。後半は米国の大統領選挙で暗号資産に対して前向きな姿勢を示すトランプ氏が再選したことで、ビットコインをはじめ暗号資産市場全体が活況となりました。

このような状況の中、当社はステーキング対象銘柄を中心に2024年5月にはアプトス（APT）、ヘデラ（HBAR）、ジパングコイン（ZPG）、10月にはニア（NEAR）の取扱いを開始しました。8月にはSBIホールディングスとブロックチェーンプラットフォーム0asysにて戦略的業務提携を発表しました。2025年2月にはDMM Bitcoin社からの口座移管に向けて14銘柄の取扱いを開始し、3月には移管を実施しました。同3月には国内で初めてステーブルコイン取扱いにかかる電子決済手段等取引業者として登録が完了し、ユーエスディーシー（USDC）の取扱いを開始しました。3月末時点の顧客口座数は127万口座超、預かり資産残高は3,500億円を突破するなど、DMM Bitcoin社からの口座移管もあり大幅に増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は営業収益175億4,953万円、営業利益117億2,016万円、経常利益115億5,456億円、当期純利益80億2,067万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当事業年度中に取得した建物附属設備	451千円
工具器具備品	1,310千円

3. 資金調達の状況

当社は、少人数私募社債を次のとおり発行いたしました。

2024年 4月	第2回	7億円
2024年12月	第3回	10億円

4. 対処すべき課題

暗号資産市場全体の盛り上がりやDMM Bitcoin社からの口座移管を受けて拡大する業容に伴い、体制を強化し、引き続き安定したサービスの提供に努めてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2023年3月期 第6期 (前々事業年度)	2024年3月期 第7期 (前事業年度)	2025年3月期 第8期 (当事業年度)
営業利益	△ 1,679,158	998,814	11,720,162
経常利益	△ 1,510,808	963,195	11,554,564
当期純利益	△ 2,006,199	717,822	8,020,670
1株当たり当期純利益	△6,800円68銭	2,433円30銭	26,023円99銭
総資産	50,839,168	154,551,420	407,726,527
純資産	5,259,526	5,717,348	17,688,018
1株当たり純資産額	17,828円90銭	19,380円84銭	47,294円17銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は、1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入で表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は、1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社はSBIクリプトアセットホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を374,000株（出資比率100.00%）保有しております。なお同社の親会社はSBIホールディングス株式会社であり、親会社との主な取引は、業務委託費の受取であります。

7. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
暗号資産交換事業	暗号資産の販売所・取引所の運営

8. 主要な営業所（2025年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区六本木一丁目6番1号

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数
61名	6名減

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はございません。

II 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数 : 10,000,000 株
- 2. 発行済株式の総数 : 374,000 株
- 3. 当事業年度末の株主数 : 1 名
- 4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
SBIクリプトアセットホールディングス株式会社	374,000株	100.00%

III 株式会社の会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
尾崎 文紀	代表取締役会長	SBIリクイディティ・マーケット株式会社 代表取締役社長
近藤 智彦	代表取締役社長	SBIリクイディティ・マーケット株式会社 取締役
北尾 吉孝	取締役	SBIホールディングス株式会社 代表取締役 会長 兼 社長 株式会社SBI証券 代表取締役会長
日下部 聡恵	取締役	SBIホールディングス株式会社 常務取締役 株式会社SBI証券 常務取締役
小川 裕之	取締役	株式会社SBI証券 専務取締役
久場 健太郎	取締役	SBIアルファ・トレーディング株式会社 代表取締役CEO
北原 勝美	監査役	

(注) 当社は監査役北原勝美氏が、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

IV 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

V 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- (2) 当社は、取締役会規則に基づき取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- (3) 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス部管掌、担当取締役を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせるとともに、コンプライアンス部管掌役員が必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監視し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- (4) 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の通報相談窓口として「内部通報制度」を構築している。通報があった場合は、速やかに内容の調査を行い、是正、改善の必要があるときには適切な措置をとるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会の決議により定める文書の管理に関する規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2) 文書等は、取締役又は監査役が随時閲覧できるようにするものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会の決議により定めるリスクの管理に関する規程に従い、リスク管理活動を適切に実施するための組織を構築し、リスク管理上の役割と責任を課すものとする。
- (2) 当社は、前項のリスクが顕在化した場合には、前項の規程に従い、適切に当該リスクに対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織・業務分掌及び職務権限規程並びにコンプライアンス規程により、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- (2) 当社は、原則として1ヶ月に1回以上の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は内部監査部門による監査を実施するとともに、コンプライアンス上の課題・問題把握及び業務の適正を確保することを目的として、当社のコンプライアンス部管掌役員と親会社のコンプライアンス担当役員及び担当者が情報交換を行う。また、当社と親会社との取引については、親会社からの独立性に留意し、取引の客観性及び合理性を確保する。

6. 監査役による監査の実効性を確保する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。そのため、当該使用人の取締役からの独立性に関する定めは置かない。また、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する定めも置かない。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、次の事項を知ったときは、取締役会において、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 経営に関する重要な事項
 - ③ 内部監査に関連する重要な事項
 - ④ 重大な法令・定款違反
 - ⑤ その他取締役が重要と判断する事項
- (2) 取締役は、監査役より前項第1号乃至第4号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- (3) 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備するものとする。
- (4) 当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 内部統制システムの整備に関する基本方針の周知

2019年4月25日に開催された当社取締役会において決議いたしました「内部統制システムにおける基本方針について」の趣旨、内容等について、全役職員への周知を図っております。当該方針については、イントラにて掲載し、全役職員が閲覧可能となっております。

2. コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス意識の向上を目的として、法令等遵守方針及びコンプライアンスに関する取り決めに定めた社内規程としてコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアル、リスクの適切な管理・運営を実現することを目的としてリスク管理規程を整備し、これを共有フォルダに配置することで全役職員が常時閲覧可能な環境を整えております。また、毎月コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、コンプライアンス・リスク管理体制の確立・運営に努めております。リスクの状況及びリスク管理に関する重要な情報については取締役会等に報告しております。

3. 監査役への報告体制

内部監査部が行った監査結果をはじめとした活動内容については、日常的に報告がなされるほか、監査役が出席する定例会等を通じ、適時報告がなされております。